

平成27年 2月13日

各 位

東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号  
株式会社建設技術研究所  
代表取締役社長 村田和夫  
(コード番号 9621 東証第一部)  
問合先 取締役執行役員管理本部長 寺井和弘  
電話 03-3668-0451

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年3月26日開催予定の当社第52回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第30条および第40条の規定を新設するものであります。

なお、これらの規定の新設に関しては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

別紙「定款変更案」のとおり

#### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年3月26日（予定）

定款変更の効力発生日 平成27年3月26日（予定）

以上

## 定款変更案

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会 第16条 ～ 第29条  (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 第16条 ～ 第29条  (現行どおり)</p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>) 第30条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 第30条 ～ 第38条  (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 第31条 ～ 第39条  (現行どおり)</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第40条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第39条 ～ 第46条  (条文省略)</p>	<p>第41条 ～ 第48条  (現行どおり)</p>